

令和 3 年（行コ）第 15 号 玄海原子力発電所 3 号機、4 号機運転停止命令義務付け  
請求控訴事件

控訴人 石丸ハツミ 外  
被控訴人 国  
参加人 九州電力株式会社

## 控訴審準備書面 1

令和 4 年 4 月 13 日

福岡高等裁判所 第 3 民事部 御中

参加人訴訟代理人弁護士 永 原 豪



同 熊 谷 善 昭



同 家 永 由 佳 里



同 恩 穂 井 達 也



同 渡 邊 洋 祐



## 第1 はじめに

控訴人らは、準備書面（1）において、設置許可基準規則55条に関し、汚染冷却水による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために、地下水を近づけないよう必要な設備を設けなければならないなどと主張する。

しかしながら、参加人答弁書で主張したとおり、設置許可基準規則55条は、原子炉格納容器等の破損などに際し、放水設備により放射性物質の拡散を抑制すること等を要求するものであって、汚染冷却水の漏えいへの対策を要求しているものではない。参加人は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において本件原子力発電所外への放射性物質の拡散を抑制するため、移動式大容量ポンプ車及び放水砲、シルトフェンスの配備等の整備を行っており、設置許可基準規則55条の要求を充足しているのであって、控訴人らの主張には理由がない【丙9・3(55条・1~28頁)】。

準備書面（1）における控訴人らの上記主張は、概ね従来主張の繰り返しに過ぎず、必要な反論は答弁書で述べたとおりであるが、本件原子力発電所における地下水排水対策に関する控訴人らの主張において一部事実誤認が認められることから、以下ではこの点について説明する。

## 第2 本件原子力発電所の敷地における地下水対策について

### 1 本件原子力発電所の湧水排出設備の概要

本件原子力発電所建屋周辺で発生する湧水（地下水）は、集水配管を通じて原子炉補助建屋の最下層に設置されたA湧水サンプ及びB湧水サンプへ集水される（図1）。これらの湧水サンプには集水された湧水を排水する湧水サンプポンプが設置されており、多重性の観点から、A湧水サンプ及びB湧水サンプにそれぞれ2台ずつ、計4台のポンプが設置されている【丙189(8-7-1頁)】。

参加人が設置した湧水サンプポンプの性能は $14\text{ m}^3/\text{h}/\text{台}$ であり【丙189(8-7-4頁)】、ポンプ1台で1日に最大 $336\text{ m}^3$  ( $14\text{ m}^3 \times 24$ 時間) の排水が

可能である（表1）。

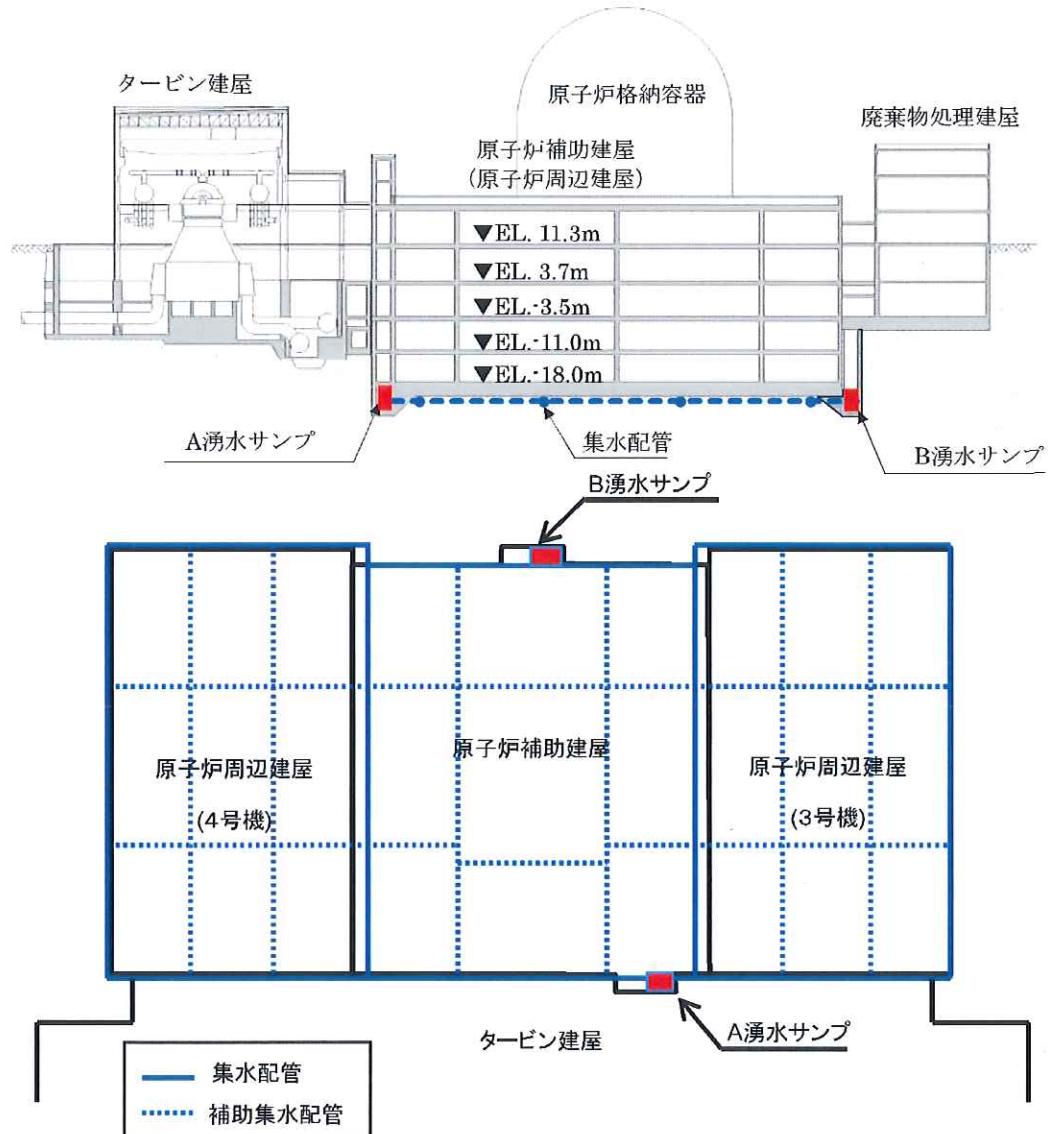


図1 湧水サンプ周辺概要【丙189(8-7-1頁)】

表1 湧水サンプポンプの仕様【丙189(8-7-4頁)】

	A 湧水サンプポンプ	B 湧水サンプポンプ
吐出流量	14 m <sup>3</sup> /h/台	14 m <sup>3</sup> /h/台
全揚程	50m	60m
台数	2台	2台

## 2 本件原子力発電所建屋周辺における湧水量

参加人は、2012年4月1日から2015年3月31日までの3年間にわたり、本件原子力発電所の敷地内に流入する湧水量（A湧水サンプ及びB湧水サンプの合計）を確認した。湧水量は、平均で約 $5.73\text{ m}^3/\text{h}$ 、最大で約 $8.67\text{ m}^3/\text{h}$ であった【丙189(8-7-3頁)】。

## 3 控訴人らの主張について

控訴人らは、①本件原子力発電所への地下水流入量が $200\text{ m}^3/\text{日}$ であり、②ポンプ1台の最大排出量が $120\text{ m}^3/\text{日}$ で、2台で $240\text{ m}^3/\text{日}$ を排出可能であるとしても、ポンプが故障した際に生じる溢水の対策について審査されていないなどと主張する。

この点、控訴人が主張する①地下水流入量については、上記2で述べたA湧水サンプ及びB湧水サンプ合計の1時間あたりの最大湧水量（約 $8.67\text{ m}^3/\text{h}$ ）を基に1日あたりの湧水量を算出したもの（ $8.67\text{ m}^3 \times 24\text{ 時間} = 208\text{ m}^3$ ）と推測されるため、誤りではない。しかしながら、②ポンプ1台の最大排出量について、控訴人らが主張する「 $120\text{ m}^3/\text{日}$ 」という数値は、A湧水サンプから1日で排出されたことのある最大実績値であって、ポンプの性能に関する数値ではない。

上記1で述べたとおり、湧水サンプポンプの性能としては1台あたり $336\text{ m}^3/\text{日}$ の排水が可能であり、控訴人らが主張するように地下水流入量が $200\text{ m}^3/\text{日}$ に達したとしても、十分排水可能である。また、このような十分な性能を有するポンプがA湧水サンプ及びB湧水サンプにそれぞれ設置されている上、各サンプに2台ずつ設置されており、多重性も確保されている。

以上